

第 47 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 47 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 25 年 7 月 25 日 (木)
14 時 30 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

報告第 1 号 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会の実施結果について

(説明者：河川課 高橋課長)

報告第 2 号 新市建設計画の運動公園整備事業に係る要望について(玉山区地域協議会の意見書に対する回答について)

(説明者：スポーツ推進課 谷藤課長)

報告第 3 号 玉山廃棄物処分場埋立て再開について

(説明者：玉山総合事務所 萬事務長)

(2) 審 議

ア 諮問事項

審議第 1 号 前田地区コミュニティセンターの建設について

(説明者：玉山総合事務所 萬事務長)

審議第 2 号 渋民公民館の指定管理者制度導入について

(説明者：教育委員会事務局 大山参事兼生涯学習課長)

イ 自主的審議事項

なし

6 その 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	伊 香 信 子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩 崎 隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小 橋 弓 子	公募委員
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 ア サ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校 P T A 会長
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し、下記に署名する。

平成25年 8月21日 議事録署名員 津志田 貞子



平成25年 8月21日 議事録署名員 松坂 幸美



議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第47回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成25年7月25日（木） 14時30分から15時42分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者（33名）

委員：福田稔 委員（会長）、右京富弥 委員（副会長）

（14名） 伊香信子 委員、岩崎隆 委員、小橋弓子 委員、駒井元 委員、齋藤勲 委員
桜輝夫 委員、佐々木由勝 委員、竹田アサ 委員、津志田貞子 委員
松坂幸美 委員、皆川ミエ子 委員、村山美栄子 委員
（欠席者 千葉進 委員）

市側出席者：川村玉山区長、萬事務長

（24名） （建設部）高橋河川課長、伊藤主幹兼河川課長補佐、小平副主幹兼河川係長
豊岡河川課技師
（市民部）谷藤スポーツ推進課長、畑澤スポーツ推進課主任
（教育委員会）大山参事兼生涯学習課長、作山生涯学習課長補佐
（玉山総合事務所）佐々木参事兼総務課長、村山税務住民課長兼主幹
佐藤健康福祉課長、大澤産業振興課長
泉館産業振興課主幹兼主任主査、水澤建設課長
（玉山学校給食センター）北田学校給食センター所長
（渋民公民館）竹田館長、本山主幹兼館長補佐
（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹
事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査、吉田主査、佐藤主任
加藤主任

5 傍聴者

佐藤千賀夫市議、高橋和夫市議
マスコミ取材2社 岩手日報社、盛岡タイムス

○ 会議内容

1 開会

(萬事務長) それでは、定刻になりましたので、ただいまから第47回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は、委員総数の半数以上で会議が成立するという規定になっておりまして、本日は委員15名中14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは、最初に福田会長からご挨拶をお願いいたします。

(福田会長) ご苦勞さまでございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は第47回の盛岡市玉山区地域協議会のご案内を申し上げたわけですが、委員の皆さんには大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この時期、毎日不順な天候が続いておるわけですが、いつになったら梅雨明けになるのかというような思いでございます。きょうもこのような天候なわけですが、玉山区におきまして基幹産業、農業について、このような天候は徐々に農作物に影響を及ぼすことが心配されるわけでございます。

また、先日は参議院の通常選挙が行われ、自民党が圧倒したということでございますが、我々選挙民の思いがこの結果に結びついてよい方向に進められればいいのだなという思いなわけでございます。

そういう中においても、このアベノミクスによりまして国内の経済というものは非常に回復の機会が大きいわけでございます。しかしながら、今最も重大な時期を迎えておるのは日本のTPP交渉参加、このことにつきましては22日からマレーシアでその協議がなされておるわけですが、いよいよ日本もこの協議に参加をするということになりまして、きのう、きょうあたりから日本向けの集中協議がなされるということでございます。これら等につきましては、参議院選挙におきましても各政党が反対表明をしながら選挙戦を戦っておるわけですが、日本政府におきましても守るべきは守ると、攻めるべき攻めるという、かなり口調的には強い発言をいたしておるわけですが、果たしてこのことが他の国から認められるかどうかということは非常に疑問視されるわけでございます。特にも日本の重要5品目というものを聖域として守るということを政府も言っておるわけですが、このことが認められるか、認められないか、そうなった暁の日本の国内事情というものは大変な混乱を来すというようなことが想定されるわけでございます。そういう面をとらえながらも農業のみならず医療関係あるいは食の安全等についても非常に危惧される面があるわけですので、この辺につきまして我々は今後とも注視していかなければならないのだというような思いでございます。

本日の協議会につきましては、議題等につきましては2件ほどあるわけでございますが、報告3件、そして審議事項2件という形でご提案を申し上げるわけでございますが、ひとつよろしくご審議のほどお願いを申し上げる次第でございます。

また、きょうの協議会終了後におきましては第3回目の玉山区地域自治区制度検討会を開催する予定でございますので、皆さんからもご忌憚のないご意見をいただきながら会議を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、続きまして川村玉山区長からご挨拶を申し上げます。

(川村区長) 委員の皆様方には、ご多用中の中第47回玉山区地域協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、先日7月21日には参議院議員通常選挙の投開票が行われ、玉山区内14の投票所でも早朝から有権者の皆様が訪れ、願いを込めた一票を投じられたところでもあります。公職選挙法が改正になりましてインターネット選挙運動が解禁となり初めての選挙ということから投票率の向上が期待されたところではありますが、盛岡市の投票率は報道等でもご案内のとおり54.8%と、前回は3.89ポイント下回る結果となったところでもあります。県全体としても57.53%、前回は2.83ポイント下回り、今後こうしたデータ等を検証しながら選挙啓発の改善等に生かしてまいりたいと存じております。

また、3年後に開催されますいわて国体についてでございますが、当市では市民部国体推進室が中心となり、開催に向けさまざまな取り組みを進めているところでもあります。こうした取り組みの一つといたしまして、国体はもちろんでありますが、将来にわたって市民のスポーツに対する意識を高め、指導者として頑張ってもらえるような人材を確保したいということから、昨年初めてスポーツ推薦枠として4人の職員を採用したところでもあります。その中から当玉山総合事務所にも相撲競技で採用となった職員が配属されておりますが、去る7月7日、東京の靖国神社相撲場において開催されました東日本実業団相撲選手権大会に出場し、個人戦無差別級準優勝という結果となったところでもあります。

こうした追い風を受けながらさらにいわて国体開催に向けて機運を高めてまいりたいと存じておりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日は報告事項3件、諮問事項2件を協議していただくこととなります。委員の皆様方の忌憚のないご意見をご期待申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは、次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長さんに議長を務めていただきますので、よろしくお願いいたします。

(福田会長) それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

4番の議事録署名員の選出でございますが、恒例によりまして私のほうからご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、こちらからご指名申し上げます。

津志田委員さん、松坂委員さん、ご両名にお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) ありがとうございます。それでは、ご両名にお願いいたします。

5 議 事

(1) 報 告

(福田会長) それでは、早速議事に入りますが、きょうの会議につきましては公開で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。(1)の報告第1号「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会の実施結果について」をご報告願います。

よろしくお願いいたします。どうぞ、座ったままでひとつ報告願います。

(高橋河川課長) 河川課の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

玉山区の土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会の実施結果についてご説明させていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。最初に、1の意見照会の目的でございますが、平成24年度に実施した土砂災害基礎調査説明会を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定について関係住民へ意見照会を行ったものでございます。

2の実施内容ですが、(1)から(3)に記載しておりますとおり、平成25年5月31日から平成25年6月28日の期間で、玉山区内113カ所の居住者及び土地所有者596名を対象に、照会文書を郵送し意見を求めたものでございます。

3の実施結果ですが、意見照会を行いましたところ、2件の意見と5件の問い合わせが出されております。意見の主な内容は、指定に賛成する、危険箇所を選定の基準や人家のない箇所の指定に疑問があるとなっており、問い合わせでは指定等の規制等について、指定箇所の確認について、避難箇所について、移転等の補助についてなどとなっております。

4の当市の方針についてですが、意見照会を行った113カ所について、土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害警戒区域等の指定を進めてもらう方向で岩手県に回答したいと考えているところでございます。

次に、裏面の資料1についてご説明させていただきます。まず、(1)の土砂災害警戒区域等の指定までの流れについてですが、今回意見照会を行った箇所は平成23年度に岩手県が①の基礎調査を実施し、②の地元説明会を平成24年11月5日の藪川地区を皮切りに平成25年2月7日の巻堀地区まで7回行っているところでございます。この説明会の後、③になりますが、5月7日に岩手県から盛岡市への意見照会がありました。

現在の段階は④の太い囲みのところでございますが、市から関係住民への意見照会を5月31日から6月28日にかけて行ったところでございます。

今後につきましては、⑤の市から県への回答、⑥の区域指定という流れになっているところでございます。

次に、下の大きな囲みをごらんいただきたいと存じます。左側の縦の流れが岩手県の役割となっており、その右側の流れの④、⑤が盛岡市の役割となっております。この右側の流れの盛岡市からおりてくる縦の流れと、⑥の土砂災害警戒区域等の指定から流れる右の流れがぶつかって下に流れるわけですが、その流れた先の小さな囲みが盛岡市が行う業務となっております。

盛岡市では、警戒避難体制の整備を行って、盛岡市地域防災計画に位置づけまして、ハザードマップを作成し、関係住民への周知を図ることとなります。

最後に、位置図として基礎調査説明会の7区域に指定予定箇所を入れた図面をつけておりますのでごらんいただきたいと存じます。ダイダイ色が既に指定となっている箇所でございます。紫色が指定予定箇所となっている箇所でございます。細かくてちょっと見づらいかもかもしれませんが、今回の指定箇所はおおむねこの図面のとおりとなります。

以上で意見照会の実施結果についての説明を終わらせていただきたいと存じます。

(福田会長) ありがとうございます。報告第1号の報告説明が終わりましたので、皆さんから確認をしたい点、あるいはご質問等があるかと思っておりますので、ひとつお願いいたします。

印刷物が非常にこうして見ると見づらい、余りに細かくて見づらいという感じがするのですが、なかなか機械そのものが精密なせい、我々なかなか理解しにくいところがあるわけですが、もうちょっと大きく表示していただければ大変ありがたいなど、こう思うのですが。

(高橋河川課長) 図面でございますか、確かに細かくて見づらいわけですが、1枚物におさめようとしてこういった結果になってございますのでご理解いただきたいと思いますが、実はこれの詳細については手持ち資料として持ってきてございますので、もしごらんになりたい方がいらっしゃるのであれば、後でごらんになっていただきたいと存じます。

(福田会長) どなたかございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) いや、図面が見にくいのはそのとおりで、既存のものも、新しいものも、私はほとんど区別がつかないわけでありまして。これで諮問されても意見の出しようもなく、非常に困っているわけです。それはそれとして、これは川でしょうか、沢か何かのところで土砂崩れをするという意味ですか、それとも土質か何か、岩盤か何かの土質でしょうか、その違いの説明をお願いします。

(福田会長) どうぞ。

(高橋河川課長) この内訳は、まず崖崩れがあります。今、沢というお話が出ましたが、沢で起きる土石流というものがございまして。あと、地すべりというものがございまして。ただ、玉山区では地すべりはございませぬ、対象が。ですから、玉山区におきましては崖崩れと土石流が対象になってございまして。

(福田会長) はい。

(佐々木委員) その崖崩れというのは、原因は沢、川ではなくて、土質そのものですか。

(高橋河川課長) 土質等が関係します。

(佐々木委員) 土質であれば何質でございまして。何の土質でございましてか。

(高橋河川課長) それは風化した土砂等が関係するようでございまして。一番の原因は、角度で決まっております。30度以上の角度のものが急傾斜地ということになっておりまして、その崖地が対象になっておるものでございまして。

(佐々木委員) もう一回確認します。そうすると、雨ですね。

(高橋河川課長) 雨もありますし、地震もございまして。

(佐々木委員) 雨、地震。

(高橋河川課長) はい。

(佐々木委員) そうすると、沢の水がふえるとか何かという原因は余りないと。

(高橋河川課長) それは土石流のほうでございまして。

(佐々木委員) 土石流は玉山もありますか。

(高橋河川課長) あります。

(佐々木委員) 了解しました。ありがとうございます。

(福田会長) そのほか。
はい、どうぞ。

(駒井委員) 済みません、先ほどの説明で、現在のところは資料1のところでは④の関係住民から意見をいただいて、盛岡市として県に出すという、そういう流れのところにいるということで了解してよろしいですか。

(高橋河川課長) そういうことでございます。

(駒井委員) そうすると、この一連の流れで市の業務、箱に囲まれた部分、ここはいつごろの予定になるでしょうか。

(高橋河川課長) 指定につきましては、この後県のほうに意見を上げさせていただきまして、県のほうで判断していただいて、知事さんが指定するという段取りになりまして、市からの意見を上げるのは8月以降になりますので、それ以降指定になるというスケジュールになってございます。

それで、この小さな四角の囲みの作業でございますが、実は今まで指定した箇所についてのハザードマップの作成を今鋭意進めておるところでございますが、箇所数が多いものですから、まだ40カ所程度しかハザードマップを作成して配布していない状況でございます。それで、今回の新たな指定を加えますと、最終的には222カ所になる予定でございます、盛岡市域で。それを順次作成、ハザードマップの作成をしていくということになりますので、こちらのほうもう少しかかります、時間が。今はまだちょっとスケジュール的には見通しが立ってございません。

(福田会長) よろしいですか。

(駒井委員) はい、わかりました。実は玉山村時代に一度県のほうで同じような調査をし、地域の説明会を受けて、たまたま私のところがその対象になりまして、渋民地区内で人家のすぐ後ろで土砂崩れのおそれがあるということで指定を受けたのです。当時それに対してどのような対策を打つかということで、渋民の東線の道路を整備する時点で擁壁で対応したいというのがその当時の当局の返事で、県としては、じゃあ、それでよしとしましようということでそのままになっている経緯があるのです。昨年、地域懇談会の席上でそれをちょっと市の当局の方にお話ししたけれども、なかなか来た担当の方がその場所をばんと思いつけないで返答が、きちんとした形で返答はいただけなかったのですけれども、私が言いたかったのはすぐそばに人家があるということと、最近のこの集中の雨で地盤が脆弱なところは非常に危険性を含んでいるということで、なるべく早く、どこが優先というわけにはいかないけれども、人家がそばにあるところはなるべく早く手を打っていただき

たいということはお話ししたのです。渋民のところは本当に家がすぐ近くにある部分なので、ぜひ帰ったら再度そこを見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(高橋河川課長) 今お話しの内容は、私どもも見まして、存じ上げております。道路事業の話も存じ上げておりますので、帰りましたら担当のほうにもう一度お話があったということ伝えてまいりたいと思います。

(福田会長) よろしくお願ひします。
そのほかございませんか。

(なし の声)

(福田会長) それでは、なしという声もございませぬので、報告第1号につきましては以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、報告第2号に入ります。「新市建設計画の運動公園整備事業に係る要望について」(玉山地区地域協議会の意見書に対する回答について)をご報告願ひたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(谷藤スポーツ推進課長) 市民部スポーツ推進課の谷藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ご説明させていただきます。前回、第46回盛岡市玉山区地域協議会において自主的審議事項とされました本件について、次のご意見を頂戴したところでございませぬ。

「新市建設計画の渋民運動公園整備に当たっては、利用者等の要望を十分に反映しながら、硬式野球の大会開催に対応した野球場を整備するなど施設の充実を図り、スポーツに親しめる環境整備をより一層推進するように求めませぬ」ということでございませぬ。

このことにつきまして市としてご検討させていただきましたので、次のとおり回答申し上げたところでございませぬ。「新市建設計画の渋民運動公園整備に当たり、現段階では渋民運動公園内に硬式野球の大会開催に対応した野球場を整備することは極めて困難であると考へておるが、利用者等の意見を伺いながら渋民運動公園施設の充実を図り、スポーツに親しめる環境整備をより一層推進するように努めてまいります」。このようにご回答申し上げたところでございませぬ。

硬式野球の大会開催に対応した盛岡市の野球場といたしましては、昭和13年に設置されました東新庄の市営野球場がございませぬが、著しく老朽化が進んでおる事から、本年3月に策定しました盛岡市スポーツ推進計画において盛岡南公園を適地とし、できるだけ早期に具体的な整備方針を決定することとしており、また3月議会におきましても渋民運動公園内の野球場の整備についてご質問いただいたところでございませぬが、次のとおりご答弁申し上げておることでございませぬ。

「渋民運動公園内の野球場を硬式野球が可能な球場として整備できないかについてでございますが、練習試合等程度であれば現状の広さで十分可能と考へられますが、硬式野球の大会を開催するためには周辺の安全確保の面などからフェールグラウンドなど広いスペ

ースが必要となり、現在の野球場をそのまま改修することは困難であり、仮に硬式野球の大会開催が可能な野球場として整備する場合には、公園内のほかの施設の整備にも影響を及ぼすものと思われます」と答弁しております。

このように、現段階では硬式野球の大会の開催が可能な野球場を渋民運動公園内に設置することについては極めて困難であるというところでございますが、渋民運動公園は地域のスポーツの拠点として地域に密着した重要な施設と認識しておりますことから、利用者の皆様に初め地域の皆様のご意見を頂戴しながら渋民運動公園施設の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、今後も皆様のご意見を頂戴しながらスポーツに親しめる環境整備をより一層推進するように努めてまいりますので、ご指導等よろしくお願ひしたいと存じます。私からのご説明は以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。協議会のほうからの意見書に対する回答並びに議会においての答弁の内容等について今お話があったわけでございますが、委員の皆さんからこのことにつきましてご意見あるいはご質問等があるかと思っておりますが、ひとつお出し願ひたいと思っております。

はい、どうぞ。

(桜委員) お伺いします。渋民運動公園の硬式野球は困難ということになったようですけれども、新庄のほうは改築する予定なわけですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(谷藤スポーツ推進課長) お答え申し上げます。

新庄については、現在も敷地がもう手いっぱいのご様子でございますが、今野球場の硬式野球の整備をするためには両翼が100メートル必要となっております。東新庄の野球場についてはそれを十分満たしておりませんので、それにかわる施設として先ほど申し上げました南公園の敷地の中に硬式野球に対応できるような野球場の整備ということでございまして、新庄については今後整備についてはまだ今のところは白紙でございますけれども、それにかわる代替施設として南公園を考えております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(桜委員) 南公園といいますとあれですか、旧都南村の何か合併のときの約束とかなんか私聞いていますけれども、この対応状況のあれ見ますと、こちらの利用者の意見を伺いながら渋民運動公園の充実を図りたいということでございますけれども、将来的には硬式の野球場も含めて考えているということよろしいですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(谷藤スポーツ推進課長) 硬式野球場の整備につきましては、今まで議会等におきましても、先ほど申し上げました南公園に野球場を整備するということでご説明申し上げております。さらに新たな硬式野球場の整備となると、今後は議会等の説明も必要になってきますし、全市的な検討も必要となってくるものかと考えております。

(福田会長) よろしいですか。

(桜委員) わかりましたけれども、こちら玉山地区にもひとつ野球場も含めての、広げる田んぼとか提供する人はいると思いますので、こちらのほうが地価も安いし、将来的にはもう少し考えていただきたいと思います。

(福田会長) そういうことも踏まえながらひとつ前向きに検討いただければと、こう思います。そのほかございませんか。

(佐々木委員) 南公園はいつなの。

(谷藤スポーツ推進課長) 南公園については、これからの検討というふうな形になりますけれども、いずれ南公園に野球場を建設するというふうなお話につきましては平成5年の段階で計画として俎上に上がっております。それからもう20年近くたっているということでございますので、ことしの3月に策定しましたスポーツ推進計画の中でも南公園に硬式野球場を整備するというふうな形で書いております。このスポーツ推進計画については10年間の中での推進ということでございますので、その中では方向性等を示したいと考えております。

(福田会長) そのほかございませんか。
はい、どうぞ。

(佐々木委員) 私が提案して大変ご迷惑かけておるのですけれども、スポーツ推進計画、私、大賛成をしております。合併特例債があるうちにそういう計画は進めていかなければいけないと。それをもってつなぎの零石境にサッカー場を建てます。太田のアリーナをイベントホールに変えて通年のスケートリンクをつくります。合わせて25億。そういう特例債があるときに、花巻でも野球場、市営野球場をつくって甲子園の予選をやっております。八幡平にも市営の野球場もあります。盛岡市には野球場がないのです。県営野球場しかありません。それから、野球よりはサッカーだと言うのかもしれませんが、何て言っても野球が花形のスポーツだと、高校野球にしる、中学校の野球にしる。だとすれば、私は合併特例債があるうちに。合併特例債となると玉山村との合併の特例債です。そういうことを前提にした北部盛岡市の開発も含めてスポーツ推進課長は真面目に考えてほしいという提案をしたわけです。今の話はまるで真面目に考えていないと。合併特例債の使い方、これはスポーツ推進課長ではないので特に申し上げる意味合いはないわけですが、もったいないような気がしたのですよ。今ここに4億2,000万かけて運動公園の整備をし

す。あと5億かければ、少なくともフェンスを張ったぐらいの安全を確保した硬式野球ができそうな、プロ野球は無理にしても、高校野球の予選なり、合宿なりはできるぐらいのものが欲しかったなという内容でありますので、今後合併特例債が5年延びるそうであります。あと7年ありますので、南野球場、南公園は大いに結構です。大いにやっていただいて結構ですけれども、北のほうにも高校生がどんどん電車でおいでいただくようなにぎわいも含めてご検討をお願いしたいと。

以上です。

(福田会長) 要望ですか。ありがとうございました。

このことも念頭に置きながら、スポーツ振興のためにひとつ玉山区を考えていただきたいと思います。

そのほかございませんか。

(なし の声)

(福田会長) それでは、なしという声がございますので、以上で報告の第2号につきましては終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、報告の第3号に入ります。玉山廃棄物処分場埋め立て再開について報告をいただきます。

(萬事務長) それでは、私のほうから説明させていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思えます。

皆さん既にご存じかもしれませんが、これまでも予算、主要事業等でご説明したこともございますが、改めてこのことについてご説明したいと思えます。

記載のとおりなのですが、玉山廃棄物処分場は平成5年から供用を開始してございます。平成9年に岩手町の最終処分場のほうが県の改善勧告がなされたということで、新しい岩手町のほうの処分場が完成するまでの間、当玉山の処分場のほうで可燃、不燃の残渣を引き受けてまいりました。平成15年4月には岩手町の処分場のほうが稼働いたしまして、今度は逆にと申しますか、玉山中で引き受けた分をことしの3月まで岩手町のほうに引き受けてもらうということでこれまで進めてきたところでございます。

しかし、平成25年3月31日までの間に引き受けた量が4,216トンに達しなかったということから9月まで延長をしていただきました。こちらのほうとしては、玉山廃棄物処分場の埋め立ての再開については10月ということにしたところでございます。

また、埋め立ての再開に伴いましては、検査等はしてまいったのですが、整備がどうしても必要だということになりまして、昨年度の繰越事業で堰堤の築造等の工事を実施しております。これは8月の初旬に完成する予定でございます。また、稼働に際しましては油圧ショベルの購入も必要となりまして、これも9月中には納車の予定となっております。そのほかにも遮水シートの修繕、浸出水処理施設の修繕等を実施する予定となっております。

そしてまた、埋め立てが再開します予定の10月からは所管のほうにつきましても、旧市

域のほうにもリサイクルセンターというのがございまして、一体的にいろいろ技術管理とかそういう面もあることから、環境部のほうに移管しようとするものでございます。

なお、地元の自治会さんにも事務所のほうからご説明は申し上げたところでございます。

3の施設概要は記載のとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

以上についてご報告いたします。以上です。

(福田会長) 以上で報告第3号の説明が終わりました。ご意見、それから確認事項等がありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

(なしの声)

(福田会長) なしという声がございしますが、以上をもちまして報告第3号については終わらせていただきます。ありがとうございました。

(2) 審議

(福田会長) それでは、審議に入ります。

諮問事項でございますが、審議の第1号「前田地区コミュニティーセンターの建設について」を議題といたします。説明をお願いします。

(萬事務長) また私のほうからご説明させていただきます。資料の前田地区コミュニティーセンターの建設についてということでございます。

皆さんもご案内のとおりでございますが、これまでコミュニティー地区の整備を進めてございます。それで、新市建設計画で玉山区として7つ目の施設ということになりますが、前田地区コミュニティーセンターを建設するものでございます。

ご存じとは思いますが、現在前田地区では昭和50年以前に建設されました自治公民館等が4つございますが、いずれも老朽化が激しいということから建てかえが必要になっているものでございます。

なお、建設する施設については公の施設となりますので、施設の管理については指定管理者制度により地元の自治会をお願いを想定しているものでございます。

建設予定地は記載のとおりですし、計画面積も記載のとおりでございます。

資料を1枚めくっていただきますと、建設予定地と、あと建物の平面図が参考についてございます。記載のとおり、下のほうからいきますと集会室、それから料理実習室、それから和室2つと、あとはトイレ等というような形で考えているものでございます。

1枚目に戻っていただきまして、4番ですが、昨年度から調査等を行っていましたが、今年度は建設に係る予算ということで4,435万円ほどとなっております。それから、今後の予定ということですが、工事のほうにつきましては9月中旬から2月中旬までを予定しているところでございます。そして、供用の開始は26年の4月1日ということで現在進めようとしているものでございます。

説明は以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(桜委員) ちょっとお伺いしますけれども、コミュニティーセンターはあちこちに建っておるわけですが、これ土地も含んでいるわけですか。建物、土地、この金額に。

(萬事務長) こちらは建物に関する予算となります。当然今回土地も新たに購入したというか、まだ手続の関係がありますが、そういう状況です。

(桜委員) そうすると、土地は市のもの、財産ということになる。よそのほうにもいろいろ建てたわけですが、土地はよそのほうも全部市のほうで買い上げて市の土地になっているわけですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(萬事務長) 合併後についてのものであればそういう形で、全部土地も市のほうで購入して進めているというのがこれまでの経緯でございます。

(桜委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

(福田会長) そのほかございませんか。

(なしの声)

(福田会長) なしということでございますが、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(福田会長) それでは、お諮りいたしますが、審議第1号につきまして可とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、第1号につきましては可とすることで決定をいただきました。

それでは、審議の第2号に入ります。「市民公民館の指定管理者制度導入について」を議題といたします。説明を願います。

(大山参事兼課長) 当案件につきましては、5月28日に開催されました前回の地域協議会に諮問

いたしましたところ、継続審議となったものでございます。

5月の会議におきましては、経過説明、それから指定管理者制度導入の方針とその理由などにつきまして、ご説明申し上げたところでございます。

会議の席上、指定管理者制度導入に係る仕様書(案)の提示のお話ございましたので、本日は現時点での仕様書(案)とともに社会教育施設における指定管理者制度の適用につきましてあわせてご説明申し上げます。

初めに、盛岡市洪民公民館指定管理者仕様書(案)につきましてご説明いたします。当仕様書(案)には先行して制度を導入しております河南公民館、都南公民館と、一部文言の修正を除き、同様の規定の内容となっております。

1 ページ目の2でございます。指定管理者が行う業務、1の(1)講座等の事業の実施につきましては、2行目に記載しておりますとおり、地域の特色を生かした事業、洪民文化会館併設施設として芸術文化に関する事業を企画、実施することといたします。

次に、(2)地域等との連携につきましては、アからオまでの5項目といたしております。アにつきましては、各種教育事業を地域の実情を踏まえて地域の方々と連携して実施してまいります。イにつきましては、そこに記載しておるとおりでございます。ウにつきましては、公民館を利用されている団体の組織ということで、公民館利用団体協議会という名称にしておりますが、現在玉山区芸術文化団体連絡会がございまして、ここで公民館の利用などに関するご意見を伺っておりますので、この場につきましては継続してまいりたいと考えております。エにつきましては、現在洪民地区自治会連絡協議会、玉山区女性団体協議会、玉山区芸術文化団体連絡会の各種事務事業へのご協力をいたしておりますので、しっかりと引き継ぎを行い、同様に連携をしながら協力をさせていただきたいと考えております。

(3)の生涯学習の推進につきましては、学習グループなどへの助言、社会教育関係団体の育成、支援、各種の資料の情報の収集などや各種情報の発信を行うこととします。

また、裏面のほうになります、2ページ目でございます。クにつきましては、引き続きまして玉山区公民館まつりを実施し、その内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料の2をごらんいただきます。2枚物のホチキスどめになったものでございますけれども、指定管理者制度導入の経緯につきましてご説明申し上げます。初めに、1枚目の裏面のほうをごらんいただきたいと思います。裏面のほうには地方自治法の記載がございまして、平成15年6月に改正が行われておりまして、アンダーラインが引いてございます第244条の2第3項により、公の施設を指定管理者に管理を行わせることができるとなりました。

表面に戻っていただきます。この改正を受けまして、文部科学省が社会教育施設である公民館、図書館及び博物館への指定管理者制度の運用につきまして、全国会議において説明が行われております。この内容といたしましては、社会教育施設に指定管理者制度を適用し全面的な管理を行わせることができること、制度を適用した場合に必ず館長を置くこと、指定管理者が雇う者は教育委員会による任命が不要であること、また主な留意事項といたしましては制度の適用については住民サービスを図る観点から地方公共団体が判断することとされております。

今回の指定管理者制度の導入によりまして、文化会館と一体的な管理により効率的な運営が図られること、手続の利便性や開館時間の延長など市民サービスの向上が図られること、民間のノウハウを生かした公民館講座が実施できること、各種教育事業の継続実施や地域各種団体との連携が継続される中で経費の節減が見込まれること、以上のことから指定管理者制度の導入を行いたいと考えたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。

さきの協議会に出されました諮問事項なわけでございますが、継続審議ということで今時また説明を求めたわけでございますので、皆さんからのご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) いや、大変資料ご準備をいただきましてありがとうございます。盛岡市内には30前後の地区があります。指定管理者の公民館は2つあります。他のほぼ99.9%は独立の、自立の公民館で活動をいたしております。たまたま都南キャラホールと盛岡劇場を持つ、同じ場所に公民館のあるところが指定管理になりました。それはキャラホールと盛岡劇場を指定管理に出していることから、同じ団体が受けておる。ただ、都南のキャラホールについては、都南には3つの自立した公民館があります。地域住民の活用についてはほとんどその3つの自立公民館でやっております。したがって、河南地区51町内会の地区の公民館としては河南だけあります。それを渋民の渋民ホールが、姫神ホールが指定管理になっておるといので、低コスト化ということで一気にお持ちをいただいたことにはなかなか理解がしにくいと。この前の説明では今後の約40の公民館の指定管理は考えておらないと、こういう話でありましたので、地方自治法や市の条例では指定管理ができるというふうに変ったところでありますけれども、福祉施設だとか、そういった施設と違って公民館は地域住民のサービスが前提の公の施設であります。たまたま営業目的のホールが指定管理になっているのであわせてやるということについて疑問を呈したのが前回であったわけです。

今回社会教育法の22条については、幾ら指定管理をしても生きているわけです。申し上げましたように、地域住民の生涯教育あるいは社会教育を前提とした利益目的でない公民館活動であります。したがって、99%の公民館の指定管理は考えておらないということでありましたので、事実として河南と渋民だけが公民館とすれば指定管理になると、将来ともにそうなるということだったわけです。

そこで今回仕様書の提出を求めたところ、今回出されました。これについては、社会教育法22条、公民館法ともいうわけでありますけれども、大方その中にその条項が生かされておりますので、今までと同じような公民館活動の成果は期待できるという条項だと思います。

そこで、間違いなく渋民地区の公民館についても他の32地区の自立公民館と同じような活動ができるというのはこの仕様書の中で読めるわけですが、河南地区の仕様書の中で講座等の事業の実施というところがありますけれども、ここでは施設の業務目的の範

圏内で地区公民館、区の公民館云々と書いてありますけれども、河南地区には河南地区公民館が継続して実施している事業を基本としてという項目があるのです。これはぜひ残していただきたい。さらに、利用者、利用団体の意見を踏まえながら、より効率的な事業を展開するとかなんとかという項目を加えないと、今までやった事業はもしかすれば民間移行で新しい形になるかもしれませんけれども、私ども地域住民とすれば戸惑う場面がありますので、その検討が少し欠けておるかなというふうに思っております。河南に合わせるというのではなくて、同じように、芸術文化事業企画実施することとします。また、家庭教育支援云々というのが、この2行が河南にはないのです。これはまさに我々玉山区の社会教育に対する新しいニーズを加えていただいたなと思っております。

それから、もう一つお願いを申し上げておきたかったのは、利用して、ここは公民館活動とすれば玉山区全体のものって結構多いのですよ。渋民地区ではありますけれども。その場合にその新しい形の運営になりますと、同じ事業は継続してやりますと、新しいものを加えることが皆さんの意見を聞いてやりますというふうになっても、何ていいますかね、利用者あるいは利用団体と定期的に意見交換をしながら新しい玉山区の公民館にしていくのだという条項があれば、ここに地域住民と書いてありますから、それが入っていると言われればそのとおりですよ。できれば、利用している皆さんあるいは団体の方々と時々意見交換をして、館長、この辺どうなのというような意見交換をしていただくような条項があればよかったです。そうしたらきっと前回ご心配申し上げた社会教育法22条、地域住民限定の公民館になるのか、ならないのかわからないということを申し上げたものですから、そこが加われば一安心だなと感じました。

それから、これは条項に書けない条項ではありますが、これは参事兼課長さんの力なのか、教育長のお話わかりませんが、来年の4月1日から変わりましたと、今は現職の職員が2人、3人行っております。これが全部文化事業団の採用する職員でやりますと、4月1日からやる話では、普通盛岡市内の方々と違って田舎の玉山区でありますから、戸惑いますので、できれば2年とか、あるいは1年半でも結構であります。今の体制を継続して過渡期、この変わる場所を地域住民サイドから見ると一気にハイカラな民間の方がずらっと顔をそろえないで、見なれた館長なり事務長がいるようなスタイルができない、書面上ではできないのです。指定管理の場合は職員が行くことについては無理ですから。これは役所の皆様方非常に頭がいいので、いろんな方法で過渡期については当面現状の職員配置でやるような工夫が、これは書面に書かなくてもいいです。そういう工夫をお願いしたいなというふうに感じたところです。それを踏まえれば、前回私として心配した部分はなくなるかなというふうに思いました。

ただ、32中2つしかその公民館が指定管理をされないというのに、なぜ玉山区のこの公民館が指定管理になるのか、将来は指定管理やりませんと言っていますから、好摩も、巻堀も、玉山もそれはなりません。今のままの自立でいきます。ですから、ちょっと気を付けていただかないと、実は河南は51町内会、私も調査しました。非常に課題があるのです。地区町内会活動、川村区長さんの地域でありますけれども、必ずしもうまくいっていない、地区活動とすれば。それぞれの町内会はうまくいっていると。少し再編成があるかなというような話も出ていますので、何とか指定管理の公民館として全国に誇れる渋民公民館の指定管理になるように、先ほど申し上げたような新しい内容を加えて何とか、9月議会に

かけたいところでしょうから、それを踏まえて私とすれば賛成を申し上げたいと思います。
以上です。

(福田会長) ありがとうございます。いろいろとご意見を申し上げたわけですが、この意見をこの中に反映させてよりよい施設として管理していただければと思いますので、お願いいたします。
そのほかございませんか。

(大山参事兼課長) 今のことについて何点かお話しさせていただきます。

要は河南公民館のように現在の状況を踏襲してというお話でございましたけれども、もちろん現在のものは踏襲していくというのは基本でございますけれども、実は地域課題というものは年々変わっていきなりする場合がございますので、この中でうたっていますとおり、地域の実情をよく踏まえた上での教育あるいは講座というものを設定、これが必要になってくると思います。同じものを5年、10年続けるということではなくて、逆にフレキシブルに、地域でこういった課題が出ているからそういった課題を解決するようなものというような部分を含めまして、現在も大事ですけれども、実態に合った部分のところに光を当てながら対応していくというのも一つの公民館の活動になりますので、そういった部分も重視してまいりたいなと思いますので、やはり現在のものは大切にしながらも先の部分についてはそういった形で対応していくというふうに考えていきたいと思います。

それから、前回の際も公運審、公民館運営審議会のお話も出まして、全体とすれば今盛岡市では1つの公民館運営審議会になっておりますが、各公民館では先ほどお話出ました利用団体協議会がございまして、その中で公民館によりまして回数は違いますが、その回数がある程度ふやせば利用者の方々の意見も聞けるしと、あるいはお祭り等を実施する際に、開いた際にそういったご意見もいただくということも可能だと思いますので、これについてはあえて何回とかという指定ではなくて、館と住民の方々の中での対応という部分が出てくると思います。

それから、指定管理への移行の際にはやはり引き継ぎは十分行わなければならないということになると思いますので、文化振興事業団のほうは既に2公民館やって、地域のことはわかっています。ただ、今度は玉山区の地域性の部分がございますので、そういった部分についてはやはりうまく運営できるための人員配置、これは当然受ける側でも考えることとございますし、それから引き継ぎの内容も十分理解していただくと。もう一つは、移管後の検証も大事なのかなというふうに思っていますので、ぜひ皆様方にもその検証につきましてはご意見をいただいた上でさらにいい運営になるようということもやらせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いいたします。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

(なし の声)

(福田会長) ないようですが、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

(はい の声)

(福田会長) それでは、今いただいたご意見等を付しながらこの審議第2号につきましては可
といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) どうもありがとうございます。以上で審議第2号につきましては原案のとおり可
とすることにいたします。

ありがとうございました。

以上で審議事項については終わります。

自主的審議事項についてはございませんので、以上で審議については終わらせていた
きます。

6 その他

(福田会長) それでは、その他に入りたいと思いますが、どうぞ。

(佐々木参事兼総務課長) ご苦労さまでございます。事務局のほうからその他といたしまして
2点ほど皆様方にご報告を申し上げたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、平成25年度の地域協議会の視察研修の関係でご
ざいます。これにつきましては、前回46回の地域協議会の際に概要等についてはあらかじめ
皆様方にご説明を申し上げたところでございますけれども、その日程が決まりましたの
で皆様方に本日お手元のほうに実施の案内の文書を差し上げております。

視察先といたしまして静岡県静岡市の葵区、それから浜松市の北区という2カ所を視
察したいということで実施をしようとするものでございます。

日程は、8月27日火曜日から翌28日の水曜日までの1泊2日で行いたいと思っております。

研修の内容でございますけれども、静岡市につきましては葵区の区民懇話会という組織
がございますが、そちらの内容について視察研修をしたいということでございまして、静
岡市については清水市と新設合併をしたところでございます。そこで区民懇話会という
のを設置いたしまして、それぞれのまちづくりのテーマを定めまして、任期が2年なそう
でございますけれども、その任期期間中にいろいろ皆様方で話し合いをしながら、最終年に
提言書にまとめて市長に対してまちづくりについて提言をするという活動をしているとお
聞きしております。

それからもう一つ、浜松市のほうにつきましては、これも一度地域自治区を設置した市
でございましたけれども、その後地域自治区を廃止いたしましてまちづくり協議会という
組織を立ち上げまして、同じようなそれぞれの地域特性を生かしたまちづくりを展開する、
地域協議会にかわるような組織を立ち上げてやられているところでございますので、そう

いった内容について研修したいということで研修地に決定したところでございます。

出欠につきましては、8月8日木曜日までに事務局のほうにご連絡をいただきたいというふうに存じておりますので、皆様方ご都合つけてぜひ全員が参加できるような形でやればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、2点目でございますけれども、次回の地域協議会でございますけれども、隔月ということで9月になるわけでございますけれども、9月議会がございましてちょっと日程的に9月は難しい状況でございましたので、10月の上旬、なるべく早い時期に、10月の上旬のほうにちょっとずらして開催をしたいというふうに計画をしております。後ほど会長さんのほうと日程を詰めまして早い時期に皆様方にお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上2点、事務局のほうからご報告を申し上げます。

(福田会長) その他の項につきまして2点ほど今説明があったわけでございますが、確認事項がございましたらひとつお願いいたします。あるいは意見等もあろうかと思っておりますが。特にこの研修視察につきまして皆さんからもご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますが、何かございませんか。

(なし の声)

(福田会長) なければ、この実施要項に従って研修視察をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

そのほかございませんでしょうか。

(「なし」 の声)

(福田会長) なしという声でございます。

7 閉 会

(福田会長) 以上で協議会の分につきましては終了いたしたいと思っております。

(15時42分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp